福岡市流動資産担保融資保証制度に係る債権譲渡に関する取扱要綱

（平成29年２月15日財政局長決裁）

（趣旨）

第１条　この要綱は，中小企業者が，自己が有する福岡市（以下「市」という。）に対しての売掛債権を担保として中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）に基づく流動資産担保融資保証制度（以下「本制度」という。）を利用するために，信用保証協会及び金融機関に対して行う債権譲渡に係る事務取扱に関し，必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　中小企業者　中小企業信用保険法第２条第１項に規定する者をいう。

(2)　信用保証協会　信用保証協会法（昭和28年法律第196号）第６条の規定に基づき主務大臣の認可を受けて設立された信用保証協会をいう。

(3)　金融機関　中小企業信用保証法施行令（昭和25年政令第350号）第１条の３に規定する金融機関をいう。

(4)　売掛債権　市が発注する契約の相手方が有する市に対しての契約代金の請求債権をいう。

(5)　根保証　中小企業者が有する売掛債権を担保とした金融機関の当座貸越について，あらかじめ一定の極度額及び期間を定め，その範囲内において反復継続して行われる貸越についての保証をいう。

(6)　個別保証　中小企業者が有する売掛債権を担保とした金融機関の一本の手形貸付について行う保証をいう。

（対象債権）

第３条　債権譲渡の対象となる債権は，市が発注する契約のうち工事の請負契約以外の契約に係る売掛債権とする。

２　前項の規定にかかわらず，市長が特に譲渡を禁止する必要があると認めるときは，仕様書に定めるところにより債権譲渡を認めないことがある。

（譲渡人）

第４条　売掛債権を譲渡することができる者は，前条の規定により債権譲渡の対象となる債権を有する市との契約の相手方（中小企業者に限る。以下「受注者」という。）とする。

（譲受人）

第５条　売掛債権を譲り受けることができる者は，本制度を利用し受注者に融資を行う金融機関及び当該金融機関に信用保証を行う信用保証協会（以下「譲受人」という。）とし，譲受人それぞれが単独で債権を譲り受けることはできないものとする。

（承諾依頼）

第６条　受注者は，市長に対し，売掛債権の譲渡の承諾を依頼する場合は，次の表に掲げる区分に応じ，債権譲渡承諾依頼書を提出しなければならない。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 提出種類 | 提出先 |
| 根保証により融資を受ける場合 | 債権譲渡承諾依頼書（書式第１－１号） | 財政局財政部契約監理課 |
| 個別保証により融資を受ける場合であって，契約代金の支払い方法として譲受人である金融機関名義の別段預金口座への振込を希望する場合 | 債権譲渡承諾依頼書（書式第１－２号） | 売掛債権の元となる契約を発注した事業担当課 |
| 個別保証により融資を受ける場合であって，債権譲渡後も受注者が譲受人からの委任を受けて引き続き売掛債権の回収にあたる場合 | 債権譲渡承諾依頼書（書式第１－３号） | 売掛債権の元となる契約を発注した事業担当課 |

（承諾及び不承諾）

第７条　市長は，前条の依頼があった場合は，速やかに必要な事項を確認するものとする。

２　市長は，前項の確認の結果，適当と認めるときは，次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を受注者及び譲受人に各１通交付し，債権譲渡を承諾するものとする。

(1)　根保証の場合　債権譲渡承諾書（書式第２－１号）

(2)　個別保証の場合　債権譲渡承諾書（書式第２－２号）

３　市長は，第１項の確認の結果，不適当と認めるときは，承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書（書式第３号）を受注者及び譲受人に各１通交付するものとする。

（通知及び登記）

第８条　前２条の規定は，受注者及び譲受人が第三者に対する対抗要件を具備するために，民法（明治29年法律第89号）第467条の規定による通知又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号）第４条の規定による登記を行うことを妨げるものではない。ただし，当該通知又は当該登記を行う場合にあっては，受注者及び譲受人は，次に掲げる事項を承諾のうえ，これを行わなければならない。

(1)　市の契約代金の支払いによる弁済の効力は，福岡市会計規則（平成39年福岡市規則第20号）第40条第１項の規定に基づき，支出担当者が支出命令書を会計管理者又は区会計管理者に送付した時点（公営企業会計にあっては，当該会計の規則等に基づき支払伝票等を企業出納員に送付した時点）で生ずるものとすること。

(2)　譲渡された売掛債権（以下「譲渡債権」という。）の元となる契約が解除された場合においては，当該契約に係る譲渡債権の額は，出来高精算額（検査に合格した部分に相応する額）から前金払等により既に弁済された金額及び契約解除に伴う違約金等の支払い請求権に基づく金額を控除した額とすること。

(3)　市による契約代金の支払い時期は，譲渡債権の元となる契約の契約書の定めによること。

(4)　債権譲渡の承諾によって，譲渡債権の元となる契約に基づく市の権利及び利益には何ら変更がなく，また受注者の当該契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。

(5)　市が支払先を誤って契約代金を支払った場合においては，当該契約代金を受領した受注者又は譲受人は，当該契約代金相当額を消費することなく，速やかに，市及び他の当事者にその事実を知らせ，その後の対応について市と協議を行うこと。

(6)　受注者及び譲受人は，譲渡債権について，他の第三者に譲渡し，又は質権を設定し，その他債権の帰属及び行使を阻害する行為を行わないこと。

（委任）

第９条　この要綱の施行について必要な事項は，別に定める。

附　則

この要綱は，平成29年４月１日から施行する。

書式第１－１号（第６条関係）

【根保証用】

債権譲渡承諾依頼書

平成○○年○○月○○日

（宛先）福岡市長

（甲）譲渡人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（受注者）　　　　○○株式会社

代表取締役　○○○○　　　　　印

（乙）譲受人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（金融機関）　　　株式会社○○銀行

支配人　○○○○　　　　　　　印

（丙）譲受人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（信用保証協会）　○○信用保証協会

上記代理人株式会社○○銀行

支配人　○○○○　　　　　　　印

○○株式会社（以下「甲」といいます。）は，甲が福岡市に対して有する下記の債権（以下「譲渡債権」といいます。）につき，中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る保証制度であって，流動資産担保融資保証制度要綱（平成13年12月14日中庁第３号）に基づくものを利用するため，平成○○年○○月○○日，債権担保を目的として，これを株式会社○○銀行（以下「乙」といいます。）及び○○信用保証協会（以下「丙」といいます。）に譲渡し，乙及び丙は，譲渡債権を準共有として譲り受けましたので，当該譲渡を承諾していただきますよう依頼します。

なお，譲渡債権のお支払いにつきましては，甲が乙及び丙からの委任を受けて引き続き回収に当たりますので，乙又は丙から福岡市に対する特段のご通知がない限り，甲，乙及び丙が指定した下記の銀行預金口座にお振込みくださいますよう，合わせてご案内申し上げます。乙又は丙から福岡市に対しこれと異なる振込先の指定その他支払方法に関する連絡がなされた場合には，その指定するところによってお支払いください。

また，甲，乙及び丙は，下記の留意事項につきあらかじめ承諾していることを申し添えます。

記

１　譲渡債権の表示

甲と福岡市との間の○○○○取引に基づき平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日までの間に甲が福岡市に対し取得する一切の売掛債権

２　甲，乙及び丙が指定した銀行預金口座の表示

○○銀行○○支店・○○預金

口座名義人○○○・講座番号○○○○

３　留意事項

(1)　福岡市から債権譲渡の承諾を受ける日以前に福岡市が甲に対して弁済を行った売掛債権（弁済の効力は，福岡市会計規則（平成39年福岡市規則第20号）第40条第１項の規定に基づき，支出担当者が支出命令書を会計管理者又は区会計管理者に送付した時点（公営企業会計にあっては，当該会計の規則等に基づき支払伝票等を企業出納員に送付した時点）で生ずるものとする。）は，譲渡債権に含まれないこと。

(2)　譲渡債権の元となる契約が解除された場合においては，当該契約に係る譲渡債権の額は，出来高精算額（検査に合格した部分に相応する額）から前金払等により既に弁済された金額及び契約解除に伴う違約金等の支払い請求権に基づく金額を控除した額とすること。

(3)　福岡市による契約代金の支払い時期は，譲渡債権の元となる契約の契約書の定めによること。

(4)　債権譲渡の承諾によって，譲渡債権の元となる契約に基づく福岡市の権利及び利益には何ら変更がなく，また甲の当該契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。

(5)　福岡市が支払先を誤って契約代金を支払った場合においては，当該契約代金を受領した甲，乙又は丙は，当該契約代金相当額を消費することなく，速やかに，福岡市及び他の当事者にその事実を知らせ，その後の対応について福岡市と協議を行うこと。

(6)　甲，乙及び丙は，譲渡債権について，他の第三者に譲渡し，又は質権を設定し，その他債権の帰属及び行使を阻害する行為を行わないこと。

書式第１－２号（第６条関係）

【個別保証・通常用】

債権譲渡承諾依頼書

平成○○年○○月○○日

（宛先）福岡市長

（甲）譲渡人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（受注者）　　　　○○株式会社

代表取締役　○○○○　　　　　印

（乙）譲受人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（金融機関）　　　株式会社○○銀行

支配人　○○○○　　　　　　　印

（丙）譲受人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（信用保証協会）　○○信用保証協会

上記代理人株式会社○○銀行

支配人　○○○○　　　　　　　印

○○株式会社（以下「甲」といいます。）は，甲が福岡市に対して有する下記の債権（以下「譲渡債権」といいます。）につき，中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る保証制度であって，流動資産担保融資保証制度要綱（平成13年12月14日中庁第３号）に基づくものを利用するため，平成○○年○○月○○日，債権担保を目的として，これを株式会社○○銀行（以下「乙」といいます。）及び○○信用保証協会（以下「丙」といいます。）に譲渡し，乙及び丙は，譲渡債権を準共有として譲り受けましたので，当該譲渡を承諾していただきますよう依頼します。

なお，譲渡債権のお支払いにつきましては，乙及び丙が指定した下記の銀行預金口座にお振込みくださいますよう，合わせてご案内申し上げます。

また，甲，乙及び丙は，下記の留意事項につきあらかじめ承諾していることを申し添えます。

記

１　譲渡債権の表示

甲と福岡市との間の平成○○年○○月○○日付け契約に基づく売掛債権

（件　　名）○○○○

（履行期間）平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日まで

（契約代金）○○○○円

２　乙及び丙が指定した銀行預金口座の表示

○○銀行○○支店・別段預金

口座名義人○○○・講座番号○○○○

３　留意事項

(1)　福岡市から債権譲渡の承諾を受ける日以前に福岡市が甲に対して弁済を行った売掛債権（弁済の効力は，福岡市会計規則（平成39年福岡市規則第20号）第40条第１項の規定に基づき，支出担当者が支出命令書を会計管理者又は区会計管理者に送付した時点（公営企業会計にあっては，当該会計の規則等に基づき支払伝票等を企業出納員に送付した時点）で生ずるものとする。）は，譲渡債権に含まれないこと。

(2)　譲渡債権の元となる契約が解除された場合においては，当該契約に係る譲渡債権の額は，出来高精算額（検査に合格した部分に相応する額）から前金払等により既に弁済された金額及び契約解除に伴う違約金等の支払い請求権に基づく金額を控除した額とすること。

(3)　福岡市による契約代金の支払い時期は，譲渡債権の元となる契約の契約書の定めによること。

(4)　債権譲渡の承諾によって，譲渡債権の元となる契約に基づく福岡市の権利及び利益には何ら変更がなく，また甲の当該契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。

(5)　福岡市が支払先を誤って契約代金を支払った場合においては，当該契約代金を受領した甲，乙又は丙は，当該契約代金相当額を消費することなく，速やかに，福岡市及び他の当事者にその事実を知らせ，その後の対応について福岡市と協議を行うこと。

(6)　甲，乙及び丙は，譲渡債権について，他の第三者に譲渡し，又は質権を設定し，その他債権の帰属及び行使を阻害する行為を行わないこと。

書式第１－３号（第６条関係）

【個別保証・取立委任用】

債権譲渡承諾依頼書

平成○○年○○月○○日

（宛先）福岡市長

（甲）譲渡人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（受注者）　　　　○○株式会社

代表取締役　○○○○　　　　　印

（乙）譲受人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（金融機関）　　　株式会社○○銀行

支配人　○○○○　　　　　　　印

（丙）譲受人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（信用保証協会）　○○信用保証協会

上記代理人株式会社○○銀行

支配人　○○○○　　　　　　　印

○○株式会社（以下「甲」といいます。）は，甲が福岡市に対して有する下記の債権（以下「譲渡債権」といいます。）につき，中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る保証制度であって，流動資産担保融資保証制度要綱（平成13年12月14日中庁第３号）に基づくものを利用するため，平成○○年○○月○○日，債権担保を目的として，これを株式会社○○銀行（以下「乙」といいます。）及び○○信用保証協会（以下「丙」といいます。）に譲渡し，乙及び丙は，譲渡債権を準共有として譲り受けましたので，当該譲渡を承諾していただきますよう依頼します。

なお，譲渡債権のお支払いにつきましては，甲が乙及び丙からの委任を受けて引き続き回収に当たりますので，乙又は丙から福岡市に対する特段のご通知がない限り，甲，乙及び丙が指定した下記の銀行預金口座にお振込みくださいますよう，合わせてご案内申し上げます。乙又は丙から福岡市に対しこれと異なる振込先の指定その他支払方法に関する連絡がなされた場合には，その指定するところによってお支払いください。

また，甲，乙及び丙は，下記の留意事項につきあらかじめ承諾していることを申し添えます。

記

１　譲渡債権の表示

甲と福岡市との間の平成○○年○○月○○日付け契約に基づく売掛債権

（件　　名）○○○○

（履行期間）平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日まで

（契約代金）○○○○円

２　甲，乙及び丙が指定した銀行預金口座の表示

○○銀行○○支店・○○預金

口座名義人○○○・講座番号○○○○

３　留意事項

(1)　福岡市から債権譲渡の承諾を受ける日以前に福岡市が甲に対して弁済を行った売掛債権（弁済の効力は，福岡市会計規則（平成39年福岡市規則第20号）第40条第１項の規定に基づき，支出担当者が支出命令書を会計管理者又は区会計管理者に送付した時点（公営企業会計にあっては，当該会計の規則等に基づき支払伝票等を企業出納員に送付した時点）で生ずるものとする。）は，譲渡債権に含まれないこと。

(2)　譲渡債権の元となる契約が解除された場合においては，当該契約に係る譲渡債権の額は，出来高精算額（検査に合格した部分に相応する額）から前金払等により既に弁済された金額及び契約解除に伴う違約金等の支払い請求権に基づく金額を控除した額とすること。

(3)　福岡市による契約代金の支払い時期は，譲渡債権の元となる契約の契約書の定めによること。

(4)　債権譲渡の承諾によって，譲渡債権の元となる契約に基づく福岡市の権利及び利益には何ら変更がなく，また甲の当該契約上の責任は一切軽減されるものではないこと。

(5)　福岡市が支払先を誤って契約代金を支払った場合においては，当該契約代金を受領した甲，乙又は丙は，当該契約代金相当額を消費することなく，速やかに，福岡市及び他の当事者にその事実を知らせ，その後の対応について福岡市と協議を行うこと。

(6)　甲，乙及び丙は，譲渡債権について，他の第三者に譲渡し，又は質権を設定し，その他債権の帰属及び行使を阻害する行為を行わないこと。

書式第２－１号（第７条関係）

【根保証用】

債権譲渡承諾書

○○第○○号

平成○○年○○月○○日

（甲）譲渡人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（受注者）　　　　○○株式会社

代表取締役　○○○○　　　　　様

（乙）譲受人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（金融機関）　　　株式会社○○銀行

支配人　○○○○　　　　　　　様

（丙）譲受人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（信用保証協会）　○○信用保証協会

上記代理人株式会社○○銀行

支配人　○○○○　　　　　　　様

福岡市長　○○　○○　印

（○○局○○部○○課）

平成○○年○○月○○日付けで依頼があった下記の債権（以下「譲渡債権」といいます。）の株式会社○○銀行（以下「乙」といいます。）及び○○信用保証協会（以下「丙」といいます。）への譲渡については，下記の留意事項を○○株式会社（以下「甲」といいます。），乙及び丙が承諾し，又は遵守することを条件として，民法第467条の規定に基づき，異議を留めて承諾します。

記

１　譲渡債権の表示

甲と福岡市との間の○○○○取引に基づき平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日までの間に甲が福岡市に対し取得する一切の売掛債権

２　留意事項

(1)　この通知日以前に福岡市が甲に対して弁済を行った売掛債権（弁済の効力は，福岡市会計規則（平成39年福岡市規則第20号）第40条第１項の規定に基づき，支出担当者が支出命令書を会計管理者又は区会計管理者に送付した時点（公営企業会計にあっては，当該会計の規則等に基づき支払伝票等を企業出納員に送付した時点）で生ずるものとする。）は，譲渡債権に含まれないものとする。

(2)　譲渡債権の元となる契約が解除された場合においては，当該契約に係る譲渡債権の額は，出来高精算額（検査に合格した部分に相応する額）から前金払等により既に弁済された金額及び契約解除に伴う違約金等の支払い請求権に基づく金額を控除した額とする。

(3)　福岡市による契約代金の支払い時期は，譲渡債権の元となる契約の契約書の定めによる。

(4)　本承諾によって，譲渡債権の元となる契約に基づく福岡市の権利及び利益には何ら変更がなく，また甲の当該契約上の責任は一切軽減されるものではない。

(5)　福岡市が支払先を誤って契約代金を支払った場合においては，当該契約代金を受領した甲，乙又は丙は，当該契約代金相当額を消費することなく，速やかに，福岡市及び他の当事者にその事実を知らせ，その後の対応について福岡市と協議を行うこと。

(6)　甲，乙及び丙は，譲渡債権について，他の第三者に譲渡し，又は質権を設定し，その他債権の帰属及び行使を阻害する行為を行わないこと。

|  |
| --- |
| 確定日付欄 |
|  |

書式第２－２号（第７条関係）

【個別保証用】

債権譲渡承諾書

○○第○○号

平成○○年○○月○○日

（甲）譲渡人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（受注者）　　　　○○株式会社

代表取締役　○○○○　　　　　様

（乙）譲受人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（金融機関）　　　株式会社○○銀行

支配人　○○○○　　　　　　　様

（丙）譲受人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（信用保証協会）　○○信用保証協会

上記代理人株式会社○○銀行

支配人　○○○○　　　　　　　様

福岡市長　○○　○○　印

（○○局○○部○○課）

平成○○年○○月○○日付けで依頼があった下記の債権（以下「譲渡債権」といいます。）の株式会社○○銀行（以下「乙」といいます。）及び○○信用保証協会（以下「丙」といいます。）への譲渡については，下記の留意事項を○○株式会社（以下「甲」といいます。），乙及び丙が承諾し，又は遵守することを条件として，民法第467条の規定に基づき，異議を留めて承諾します。

記

１　譲渡債権の表示

甲と福岡市との間の平成○○年○○月○○日付け契約に基づく売掛債権

（件　　名）○○○○

（履行期間）平成○○年○○月○○日から平成○○年○○月○○日まで

（契約代金）○○○○円

２　留意事項

(1)　この通知日以前に福岡市が甲に対して弁済を行った売掛債権（弁済の効力は，福岡市会計規則（平成39年福岡市規則第20号）第40条第１項の規定に基づき，支出担当者が支出命令書を会計管理者又は区会計管理者に送付した時点（公営企業会計にあっては，当該会計の規則等に基づき支払伝票等を企業出納員に送付した時点）で生ずるものとする。）は，譲渡債権に含まれないものとする。

(2)　譲渡債権の元となる契約が解除された場合においては，当該契約に係る譲渡債権の額は，出来高精算額（検査に合格した部分に相応する額）から前金払等により既に弁済された金額及び契約解除に伴う違約金等の支払い請求権に基づく金額を控除した額とする。

(3)　福岡市による契約代金の支払い時期は，譲渡債権の元となる契約の契約書の定めによる。

(4)　本承諾によって，譲渡債権の元となる契約に基づく福岡市の権利及び利益には何ら変更がなく，また甲の当該契約上の責任は一切軽減されるものではない。

(5)　福岡市が支払先を誤って契約代金を支払った場合においては，当該契約代金を受領した甲，乙又は丙は，当該契約代金相当額を消費することなく，速やかに，福岡市及び他の当事者にその事実を知らせ，その後の対応について福岡市と協議を行うこと。

(6)　甲，乙及び丙は，譲渡債権について，他の第三者に譲渡し，又は質権を設定し，その他債権の帰属及び行使を阻害する行為を行わないこと。

|  |
| --- |
| 確定日付欄 |
|  |

書式第３号（第７条関係）

債権譲渡不承諾通知書

○○第○○号

平成○○年○○月○○日

（甲）譲渡人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（受注者）　　　　○○株式会社

代表取締役　○○○○　　　　　様

（乙）譲受人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（金融機関）　　　株式会社○○銀行

支配人　○○○○　　　　　　　様

（丙）譲受人　　　　○○県○○市○○丁目○番○号

　（信用保証協会）　○○信用保証協会

上記代理人株式会社○○銀行

支配人　○○○○　　　　　　　様

福岡市長　○○　○○　印

（○○局○○部○○課）

平成○○年○○月○○日付けで依頼があった債権譲渡承諾依頼については，下記の理由により承諾できません。

記

１　承諾しない理由